「千葉市こども・若者基本条例（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

千葉市では、これまで、こども施策を重要施策の一つとして位置付け、千葉市こどもプランに基づき様々な取組みを進めてきましたが、対象を若者にまで広げ、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしく生き生きと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、大人として将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的として、「千葉市こども・若者基本条例（案）」を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

・市ホームページ：：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
・市内施設での閲覧および配布：こども企画課（市役所高層棟８階）、行政資料室（市役所低層棟２階）、各区役所総務課、市図書館。

【意見の募集方法】

・募集期間：令和６年８月２９日(木)～令和６年９月３０日(月)　※郵送の場合は当日消印有効
・募集方法
「千葉市こども・若者基本条例（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。
・提出先
１　郵　送：〒２６０－８７２２　千葉市中央区千葉港１－１　千葉市役所こども企画課
２　ＦＡＸ：０４３－２４５－５５４７
３　電子メール：kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp
４　持　参：こども企画課（市役所高層棟８階）、各区役所総務課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和６年１０月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先
千葉市こども未来局こども未来部こども企画課
電　話　　０４３－２４５－５６３２
ＦＡＸ　　０４３－２４５－５５４７
電子メール　kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp